

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">静岡市報</h1>	No. 41
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

○静岡市立清水病院条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

教育委員会規則

○静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則・・・・・・・・ 6

告 示

○地方自治法第231条の2の3第2項の規定による指定納付受託者を指定した告示・・・・・・・・ 8

規 則

静岡市規則第62号

静岡市立清水病院条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年9月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立清水病院条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立清水病院条例施行規則(平成15年静岡市規則第159号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

(12) 特別 初診料	ア 医師による初 診の場合	1 回に つき	5,500円	
	イ 歯科医師によ る初診の場合		3,300円	
(13) 特別 再診料	ア 医師による再 診の場合	1 回に つき	2,750円	
	イ 歯科医師によ る再診の場合		1,650円	

を

」

「

(12) 特別 初診料	ア 医師による初 診の場合	1 回に つき	7,700円	
	イ 歯科医師によ る初診の場合		5,500円	
(13) 特別 再診料	ア 医師による再 診の場合	1 回に つき	3,300円	
	イ 歯科医師によ る再診の場合		2,090円	

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第14号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和4年8月25日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第70号）第2条の規定の施行期日は、令和4年9月1日とする。

告 示

静岡市告示第595号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年8月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

指定した者	住所又は事務所の所在地	指定した日	納付させる歳入
スルガカード株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号	令和4年4月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	令和4年4月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	令和4年4月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金
SBペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	令和4年4月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和4年4月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金
楽天グループ株式会社	東京都目黒区世田谷区玉川一丁目14番1号	令和4年4月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金

附 則

この告示は、公布の日から施行する。